

特別警報・暴風（雪）警報発表時の対応

京都府南部（山城中部地域）に特別警報・暴風（雪）警報が発表された場合は、下記により対応します。

1 特別警報発表の場合

(1) 午前6時

- ア 「特別警報」が発表されている場合 自宅待機
- イ 特別警報解除後、何らかの「警報」が引き続き発表されている場合 自宅待機

(2) 午前6時以降

- ア 「特別警報」が引き続き発表されている場合
及び「特別警報」が発表された場合 自宅待機
- イ 「特別警報」が解除された場合
(ア) 引き続き何らかの「警報」が発表されている場合 自宅待機
(イ) 「警報」が全て解除された場合 登校※

(3) 午前10時

- ア 「特別警報」または特別警報解除後の「警報」が引き続き発表されている場合 臨時休校

2 暴風（雪）警報発表の場合

(1) 午前6時

- ア 「暴風（雪）警報」が発表されている場合 自宅待機

(2) 午前6時以降

- ア 「暴風（雪）警報」が引き続き発表されている場合
及び「暴風（雪）警報」が発表された場合 自宅待機
- イ 「暴風（雪）警報」が解除された場合 登校※

(3) 午前10時

- ア 「暴風（雪）警報」が引き続き発表されている場合 臨時休校

※注(1) 上記1(2)イ(イ)及び2(2)イの場合は、1校時からの授業の用意をして、通学路の安全を充分確認した上で登校しなさい。

注(2) 住んでいる地域において「特別警報」または「暴風（雪）警報」が発表された場合は、上記1、2をもとに自宅待機しなさい。（出席停止扱い）

注(3) 登校途中に危険が予測される場合や、交通機関が不通になり登校できない場合は、自宅待機しなさい。（出席停止扱い）

3 土曜授業日においては、上記1(3)ア及び2(3)アの午前10時を午前8時にします。

4 定期考査や学校行事等の日に「警報」が発表された場合の扱いは、別途指示します。

5 休業日等に部活動、補習、模擬試験等が行われる場合は、上記に準じます。

6 学校所在地に避難勧告・避難指示等が発令された場合は、臨時休校となります。

7 在校中に「特別警報」または「暴風（雪）警報」が発表された場合は、状況に応じて、帰宅するかどうかを判断します。

8 臨時休校した場合は、後日回復措置を行います。

9 臨時休校かどうかはホームページ等で確認しなさい。